

電源接続案件募集プロセス

入札の成立条件を満たさない場合における 入札成立に向けた取組みについて

- 本資料は、別途公表する「電源接続案件募集プロセスの基本的な進め方について」の補足として、特殊なケース等での電源接続案件募集プロセスの進め方を示すものです。
- 電源接続案件募集プロセスは、実施するエリアの送電系統の状況、連系等を希望する電源の状況、募集対象とする増強工事の内容などにより、プロセスごとに進め方が異なる可能性があります。個々のプロセスにおける具体的な進め方については、プロセスごとに定める募集要綱等に基づき実施いたしますので、十分ご留意ください。
- 本資料は、今後も、国が定める内容への適合や、電源接続案件募集プロセスの実例、会員その他電気供給事業者からのヒアリング等を踏まえ、適宜、改善・修正いたします。

平成29年2月8日

電力広域的運営推進機関

(空 白)

- 優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合、入札の成立に向けて、原則として※1、次の取組みを行います。

※1 記載の内容以外にも成立に向けた取組みを行う場合があります。

〔ステップ1〕 系統増強規模の縮小（縮小できる増強工事案がある場合）

入札対象工事の規模を縮小することにより、連系可能量が減少するものの、必要工事費を低減することで、一部又は全ての入札者を優先系統連系希望者として入札の成立条件を満たすことを志向します。

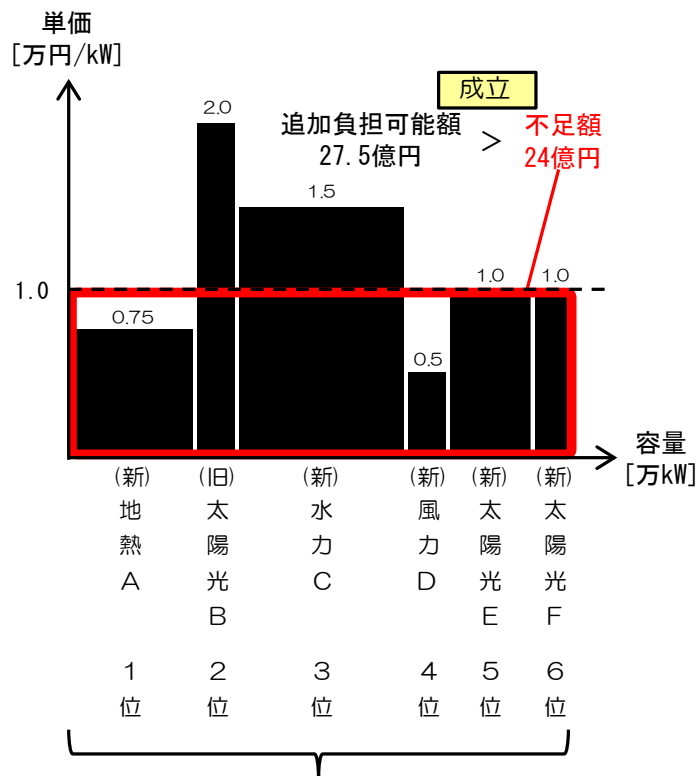
〔ステップ2〕 追加負担可能額の確認

優先系統連系希望者に、入札を成立させるために必要な額（「増強工事費」と「優先系統連系希望者の入札額の合計」の差）を通知の上、入札額に加えて負担可能な額（追加負担可能額）を確認し、追加負担可能額の合計が必要額を充足することにより、入札の成立条件を満たすことを志向します（必要額を入札者の最大受電電力で按分した額の負担可否を確認する場合があります）。

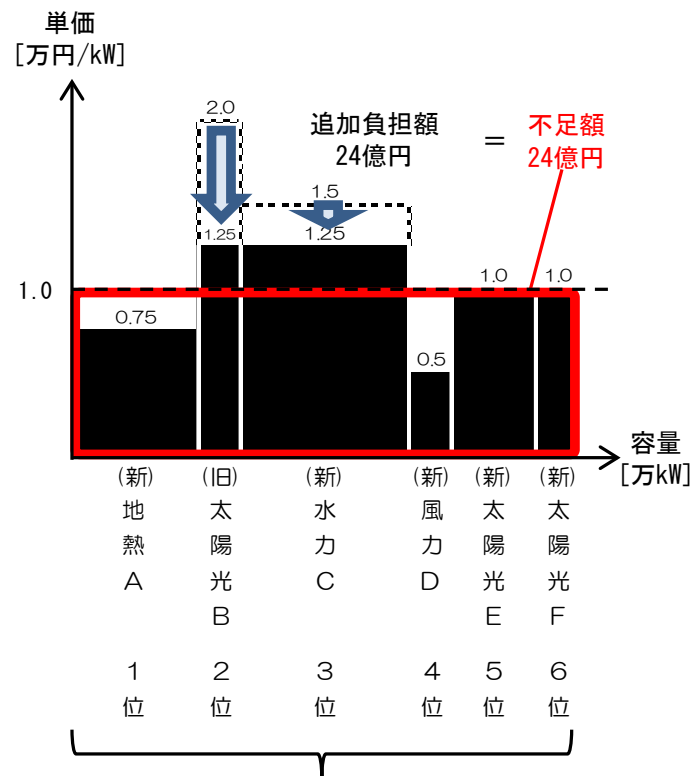
- 追加負担可能額に対しては第1次保証金（入札保証金）を求めません。
- 系統連系順位は、追加負担可能額にかかわらず、当初の入札時の入札負担金単価に基づき付与された順位とします（追加負担可能額によって系統連系順位を見直すことはありません）。
- 追加負担可能額の確認の結果、入札の成立条件を満たした場合、必要額を追加負担可能額の合計が超過した額については、工事費負担金契約における工事費負担金の補正において、多くの追加負担可能額（単価）を申し出た優先系統連系希望者から減額補正を行います〔次頁参照〕。

〈例〉 追加負担可能額の減額補正イメージ

〔追加負担可能額確認結果〕



〔工事費負担金契約時〕



〔ステップ3〕再入札（縮小できる増強工事案がある場合）

系統増強規模の縮小（ステップ1）や追加負担可能額の確認（ステップ2）を行ってもなお入札の成立条件を満たさない場合、当初の入札において入札申込みがなされた容量を考慮の上、入札対象工事の規模を縮小し、全ての応募者を対象に、再度、入札（以下、「再入札」という。）を行い、当初の入札対象工事が長期である等の理由で入札を控えていた応募者が、縮小した増強工事案では短期である等の理由で再入札に入札申込みを行うことにより、入札の成立条件を満たすことを志向します。

- 再入札を行う場合、当初の入札において付与された系統連系順位は無効となり、再入札時の入札負担金単価により改めて付与されます。
そのため、当初の入札では連系可能量の範囲内であるとして優先系統連系希望者であった応募者が、連系可能量の減少や当初の入札時の入札辞退者が入札することにより、非優先系統連系希望者となる場合があります。
- 縮小された増強工事案は、当初の入札対象工事よりも必要工事費は低減するものの、連系可能量も減少するため、最低入札負担金単価が高くなる場合があります。
- 電源接続案件募集プロセスにおいて暫定的に確保する送電系統の容量として、縮小した増強工事案の連系可能量を上限に、再入札において入札申込みがなされた容量を確保します。但し、当初の入札締切以降に同プロセス周辺エリア等の他の系統連系希望者により契約申込みがなされたことによって同プロセスの上位系統の送電系統の容量が確保された場合は、当初の入札により確保されている容量が、再入札における連系可能量となる場合があります。
- 第1次保証金については、当初の入札時より入札負担金単価を増額する場合は差額の第1次保証金を申し受けます。なお、当初の入札時から減額する場合、その差額については、電源接続案件募集プロセスの完了後、入札申込書に記載の口座に返金します※2 ※3。
- 再入札でも入札の成立条件を満たさない場合、更なる系統増強規模の縮小（ステップ1）や追加負担可能額の確認（ステップ2）を行うことにより、入札の成立条件を満たすことを志向します。

※2 当該系統連系希望者が優先系統連系希望者として電源接続案件募集プロセスが成立した場合は、当該優先系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当します。

※3 当初の入札に入札申込みした系統連系希望者が、再入札に入札申込みしない場合も同様です。

【留意事項】

- 本資料における取組みは、あくまでも入札の成立条件を満たさない場合における予備的な対応としての位置づけです。このため、本資料における対応が必要となった場合に、該当する系統連系希望者に対し、手続等について別途ご案内します。
- 追加負担可能額の確認（ステップ2）や再入札（ステップ3）を考慮して、入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で様子見する等の入札行動が考えられますが、当初の入札が形骸化して不要に追加負担可能額の確認や再入札を行うことによる電源接続案件募集プロセスの遅延を防止するため、当初の入札（系統連系順位）が尊重される（当初の入札が形骸化しない）ルールとしております。
- 入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で様子見する等の場合、次のとおり、入札者自身及び電源接続案件募集プロセス全体の不利益が考えられますので、当初の入札時から事業性等から合理的に許容される入札負担金単価にて入札してください。

〔事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で入札した場合のリスク〕

- ▶ 系統連系順位が低く、結果として入札者の工事費負担金が高額となるリスク
- ▶ 系統連系順位が低く、増強規模縮小にて成立した場合に入札者が連系できなくなるリスク
- ▶ 電源接続案件募集プロセスが遅延するリスク